

厚木愛甲環境施設組合パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、住民誰もが意見を述べることができる機会を保障し、厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）の重要な政策等の決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、住民に対する説明責任を果たし、住民と行政との協働による開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 管理者

(2) 監査委員

2 この要綱において「住民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 組合を構成している厚木市、愛川町及び清川村（以下「組合構成市町村」という。）内に居住する者

(2) 組合構成市町村内に通学し、又は通勤する者

(3) 組合構成市町村内において活動を行う個人及び法人その他の団体

3 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、実施機関の基本的な政策等の策定に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容等を住民に公表し、公表したものに対する住民からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び意見等に対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 条例等の制定、改正又は廃止

(2) 計画の策定、改定又は廃止

(3) その他重要な政策等の策定

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 軽微なもの

(2) 緊急性のあるもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

(4) 前3号の規定によるもののほか、事務又は事業の性質上、パブリックコメント手続を適用する必要のないもの

(手続の実施)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他必要な事項

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次によるものとする。

- (1) 組合ホームページへの掲載
- (2) 組合事務局における閲覧
- (3) 組合構成市町村の庁舎等における閲覧
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による公表資料（以下、「公表資料」という。）が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、公表資料については、組合事務局における閲覧のみとすることができる。

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間は、30日以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第4条に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

4 意見等を提出しようとする住民は、原則として住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、住民から提出された意見等を考慮して政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに公表資料を修正したときは、当該修正の内容を公

表するものとする。ただし、厚木愛甲環境施設組合情報公開条例（平成16年条例第16号）第7条各号に規定する非公開情報及び公共の福祉に反するおそれがあるものは除く。

3 前項の規定により公表する場合は、第5条第1項の規定を準用する。

（一覧の作成等）

第8条 管理者は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、組合事務局に備え付けるとともに、組合ホームページに掲載して、これを公表するものとする。

2 前項の案件の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 問合せ先

（その他）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。